





決裁・供覧・報告

件名	【決裁】組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している死刑又は無期若しくは懲役4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について(照会) 紙		文書番号		
			平成 年 第 一 号		
伺い文	標記について、別添1案により各府省庁法令担当官宛て、同2案により当省内局部課法令担当官宛てにそれぞれ照会することとしたい。				
起案	起案日	平成 29 年 1 月 10 日	受付日	平成 年 月 日	
	部署	刑事局 刑事法制管理官法制調査第二係	決裁	決裁処理期限日	平成 年 月 日
			決裁日	平成 29 年 1 月 10 日	
	起案者	藤原 悠	施行	施行処理期限日	平成 年 月 日
連絡先(内線)		施行日		平成 年 月 日	
分類名称	大分類	法律	施行先		
	中分類	制定・改廃	施行者		
	名称(小分類)		取扱上の注意		
取扱区分	秘密区分	なし	格付け	機密性格付け	機密性2情報
	秘密期間終了日	平成 年 月 日		取扱制限	なし
	指定事由		保存	行政文書保存期間	
				保存期間満了日	
決裁・供覧・報告欄	起案部局・課	刑事局長	官房審議官	総務課長	刑事法制管理官
					
		参事官	局 付	刑事調査官	
		(隄)	(唐澤)	(猪股)	(内田)
					
	補佐官	係長	係員		
	(木下)	(古和)	(高木)	(須藤)	(石原)
					
備考欄	本日10日(火)に各担当官宛て依頼し、本月17日(火)15:00を回答期限とする予定。				

事 務 連 絡

平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している
法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑
とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●
●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照
会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた
変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお
知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法
令について

(1) 別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会
するもの）

- 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁(外局を含む。)所管の法
令(法律, 勅令, 政令及び府省令)
- 平成29年1月1日時点において未施行, 未成立となっている法律又は
法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による
引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御
回答願います。

(2) 別紙10から12について(新規に照会するもの)

- 貴府省庁(外局を含む。)所管の法令(法律, 勅令, 政令及び府省令)
- 平成29年1月1日時点において未施行, 未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち, 別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの(附則による引用を含む。)がありましたら, 該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお, 作業の効率化を図る観点から, 当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので, 回答に当たっては, 同結果を御確認の上, 該当の所管法令につき「担当府省庁」欄等に御記入いただくとともに, 記載事項に訂正, 削除等の必要がある場合には, その旨も併せて御記入願います。また, 別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば, 別添1-2(追加様式)に御記入願います。

また, (1)及び(2)いずれについても, 未施行, 未成立となっている法律又は法案については施行予定日を, 次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日(閣議決定希望日)及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴府省庁(外局を含む。)所管の法令(法律, 勅令, 政令及び府省令)
 - 平成29年1月1日時点において未施行, 未成立となっている法律又は法案
 - 次期通常国会提出予定法案
- において,

(1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無

(2) (1)において該当がある場合, 当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査(平成29年1月1日現在)いただき, 該当がありましたら御回答願います。

なお, 平成28年7月以降に施行された法令については施行日を, 未施行, 未成立となっている法律又は法案については施行予定日を, 次期通常国会提出

予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

○ 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

○ 次期通常国会提出予定法案

による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

(連絡先) 法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111(内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

mail [REDACTED]

(猪股)

(内田)

(高木)

(藤原)

(須藤)

(石原)

担当 高木, 藤原, 須藤, 石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。）
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条, 第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発, 生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条, 第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条, 第58条, 第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1-1 (条項))

「条」欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

引用されている法令・条項		引用している法令・条項			備考						
法令名	条	項	号	法令名(法令番号)	条	項	号	担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期 日)
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2	2	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1	2				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2		裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	6					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	5						
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	11	1					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	41	2					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	3					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	1		裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	5					
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				刑罰事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令(平成24年5月30日政令第155号)							附則

引用されている法令・条項				引用している法令・条項				担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期 日)
法令名	条	項	号	法令名(法令番号)	条	項	号				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1条第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)			附則			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第12号)			附則第4条第1項			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第12号)			附則第4条第2項			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1号	押収物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)			附則1			

(別添2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表)

※未施行の場合には、備考欄に施行期日を御記入願います。

号	別表		改正について	改正内容	担当府県庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	有無						
一	第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(同体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十條第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪							
二	刑法第九十六条の五(加重封印等破壊等)の罪							
ロ	刑法第八八条(現住建造物等放火)、第九九条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第一百零一条(建造物等以外放火)の罪、同法第一百零五条の規定により同法第九九条第一項若しくは第一百零一条第一項の例により処断すべき罪又はこれら同法第一百零一条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪							
ハ	刑法第三十七條(あへん煙吸器の輸入等)若しくは第三百三十九條第二項(あへん煙吸器のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪							
ニ	刑法第四百八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九条(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれら同法第四百九条同法第五百三三條(通貨偽造等準備)の罪							
ホ	刑法第五百五條第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書偽造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれら同法第五百五十七條第一項の罪の未遂罪若しくはこれら同法第五百五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第五百五十九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書行使)の罪若しくはこれら同法第六百六十一條(電磁的記録不正作出及び供用)の罪							
ヘ	刑法第六十二條(有価証券偽造等)又は第六十三條(偽造有価証券行使等)の罪							
ト	刑法第六十三條の二から第六十三條の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪							
チ	刑法第七十五條(わいせつ物頒布等)の罪							
リ	刑法第八十六條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪							
ヌ	刑法第九十七條から第九十七條の四まで(心臓、受託心臓及び事前心臓、第三者供臓、加血心臓及び心臓後心臓、あつせん心臓)の罪							

号	対象犯罪	改正について		担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
ル	刑法第九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪	有罪					
ヲ	刑法第二百四十二条(偽造)又は第二百四十五条(偽造致死)の罪						
ワ	刑法第二百四十二条(逮捕及び監禁)又は第二百四十一条(逮捕等致死傷)の罪						
カ	刑法第二百四十二条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪						
ヨ	刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八条から第二百四十一条まで(事後強盗、昏倒強盗、強盗致死傷、強盗致死)又は第二百四十二条(未遂罪)の罪						
タ	刑法第二百四十六条から第二百五十条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、選挙欺、恐喝、未遂罪)の罪						
レ	刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪						
リ	刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪						
ツ	刑法第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪						
三	偽造物取締罰則(明治十七年大政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(偽造物の使用、製造等)の罪						
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国紙幣等)の輸入、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪						
五	印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪						
六	暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条第二項(加重偽造)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条第三項(常習偽造等)の罪						
七	盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習窃盗強盗、常習竊取強盗、常習強盗致死傷等)の罪						

号	別表		改正について		改正内容	担当府庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容					
八	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第 四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の 罪								
九	職業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十九条 の九第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪								
十	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条(銀行 等による職業紹介等)の罪								
十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項 (児童運送)の罪								
十二	郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第八十五条第一項(切 手類の偽造等)の罪又はその未遂罪								
十三	金融商品取引法(昭和二十三年法律第百二十五号)第百九十七号 (虚偽有価証券発出等)の提出等、第百九十七号の二第十一号 から第十五号まで(内部者取引等)又は第百九十七号(損失 補てんに係る利益の收受等)の罪								
十四	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十 三年法律第百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪								
十五	大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第二十四条の三 (使用等)の罪								
十六	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第百十一条(乗 行等による職業紹介等)の罪								
十七	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第三十条(無資格競馬 等)又は第三十二条の二後段(加重取崩)の罪								
十八	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百二十号)第九十八条 の四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪								
十九	医療法(昭和二十三年法律第百五十五号)第七十七条から第八十 条まで(役員の特別責任、代表社会医療法人権者等の特別責任、 未遂罪、虚偽文書行使等)又は第八十二条第一項(社会医療法人 権者の権利の行使に関する取崩)の罪								
二十	自転車競技法(昭和二十三年法律第百二十九号)第五十六条(無資 格自転車競技等)又は第六十条後段(加重取崩)の罪								
二十一	水産協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第百二 十九条の三第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪								

号	別表 対象犯罪	改正について		改正内容	担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共通, 施行期日)
		有無	対象犯罪を改正する法律名					
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第百二十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
二十三	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第十條の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七條第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行方戻り受けた権利の実行)の罪							
二十五	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九條の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪							
二十六	小型自動車廃棄法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一條(無資格小型自動車廃棄等)又は第六十五條後段(加重取崩)の罪							
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三條第九号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
二十八	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第三条の違反行為に係る同法第二百四條第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二百四條の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪							
二十八の二	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三百三十條の二(評議員等の特別責任)の罪							
二十九	投票証及び投票法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二百二十八條(執行役員等の特別責任)、第二百二十八條の二(代表役員等)の特別責任、第二百三十條(偽造文書行使等)、第二百三十四條第一項(投資主等の権利の行使)に関する取崩、第二百三十六條第一項(投資主等の権利の行使)に関する利益の受供与若しくは第四項(投資主の権利の行使)に関する利益の受供与等についての威迫行為)又は第二百四十三條第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
三十	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十條の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
三十一	モーターボート航行法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五條(無資格モーターボート航行等)又は第七十二條後段(加重取崩)の罪							
三十二	覚せい剤取締法第四十一條の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一條の四(管理外覚醒剤の施用等)、第四十一條の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一條の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一條の十三(覚醒剤原料の譲渡と譲受けとの関係)の罪							

号	別表		改正について		担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (備考、施行期日)
	対象犯罪	有罪	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第七十三條の二第一項(不法就労助長)、第七十三條の三(在留カード防送等)、第七十三條の四(在留カード所持)、第七十三條の五(在留カード防送等準備)、第七十四條(集回密航者を不法入国させる行為等)、第七十四條の二(集回密航者の輸送)、第七十四條の四(集回密航者の収受等)若しくは第七十四條の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四條の八第二項(営利目的の不法入国者等の庇匿等)の罪若しくはその未遂罪							
三十四	長期雇用続行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二十五條の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
三十五	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四條の三(シアセサルモルヒネ等の施用等)又は第六十六條の二(麻薬の施用等)の罪							
三十六	武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一條(銃砲の無許可製造)、第三十一條の二(銃砲彈の無許可製造)若しくは第三十一條の三第一号(銃砲及び銃砲彈以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同法第四号(銃砲の無許可製造)の罪							
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百零四條の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
三十八	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八條の四から第百九條の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への搬置等)の罪							
三十九	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條(高金利等)、第五條の二第一項(高保証料)、第五條の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八條第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為)の罪又は同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第三項(元本を保證して行う出資金の受入れ等)の罪							
四十	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七條第一項後段(加重取締)の罪							
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十九條(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪							
四十二	売春防止法第六條第一項(周旋)、第七條(困惑等による売春)、第八條第一項(別償の收受等)、第十條(売春をさせる契約)、第十一條第二項(業として行う場所の提供)、第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪							

号	別表		改正について			担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共通, 施行期日)
	対象犯罪	有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容					
四十三	銃砲刀剣所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(銃銃等の発射, 輸入, 所持, 譲渡し等), 第三十一条の七から第三十一条の九まで(銃銃等の輸入, 所持, 譲渡し等), 第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(銃銃の所持等, 拳銃等の輸入の予備, 拳銃等の輸入に係る資金等の提供), 第三十一条の十四(拳銃等の譲渡しと譲受けの届出等), 第三十一条の十六第一項(拳銃等の所持)若しくは第三十二号(拳銃等の所持)若しくは第二項(拳銃等の所持)若しくは第三十三号(拳銃等の所持)若しくは第三十三号の十八第一号(拳銃等の譲渡しと譲受けの届出)又は第三十三号の十八第一号(拳銃等の譲渡しと譲受けの届出)の罪								
四十四	特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九十六条又は第百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪								
四十五	商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪								
四十六	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の九(薬として行う指定医薬物の製造等)又は第八十四条第九号(薬として行う医薬品の販売等)の罪								
四十七	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条(設立委員の特別責任)又は第七十三条第一項(株主等の権利の行使に関する取附)の罪								
四十八	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百九条第一項又は第二項(著作権等の侵害等)の罪								
四十九	航空機の強奪等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強奪等), 第二条(航空機強奪致死)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪								
五十	医薬物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十五条第一項第一号(無許可医薬物処理等), 第七十三号(名義貸し), 第八号(医薬物処理施設の備付け等), 第十三号(医薬品等の処理の委託)若しくは第十四号(不法投棄)の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)の罪								
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険, 航行中の航空機を危険にさらす行為等, 業務中の航空機の破壊等, 業務中の航空機内への爆発物等の持ち込み, 未遂罪)の罪								
五十二	人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等, 加重人質強要, 人質殺害)の罪								
五十三	無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第百一号)第五十五条(開設等)の罪								

号	別表 対象犯罪	有無	改正について		担当所省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管, 施行期日)
			対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
五十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
五十五	細道兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発, 生産及び貯蔵の禁止並びに販運に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九号(生物兵器等の使用等)又は第十号(生物兵器等の製造等)の罪							
五十六	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪							
五十七	労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第五十八号(有罪業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十一条に係る同法第五十九条第一号(禁止業務)についての労働者派遣事業)の罪							
五十八	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した等者の出入り国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明審査等), 偽造特別永住者証明審査所持, 特別永住者証明審査偽造等準備)の罪							
五十九	真贋特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未送罪)の罪							
六十	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪							
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
六十二	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八号から第四十号まで(化学兵器の使用, 製造等)の罪							
六十三	サリン類による人身被害の防止に関する法律第五条(強散)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪							
六十四	保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百七条の二第二号(損失補てんに係る利益の收受等), 第三百二十二条(取締役等の特別責任), 第三百二十三条(代表取締役等の特別責任), 第三百二十五条(虚偽文書行使等), 第三百二十九条第一項(株主等の権利の行使に関する取組)又は第三百三十一條第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪							
六十五	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五十四号(詐欺更生)の罪							
六十六	銃器の形質に関する法律(平成九年法律第四十四号)第二十条第一項(銃器売買等)の罪							

号	別表	改正について		改正内容	担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		対象犯罪	有無					
六十七	スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条後段(加重収賄)の罪	有無						
六十八	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百九十七條第一号(損失補てんに係る利益の收受等)、第二百九十八條(取締役等の特別委任)、第二百九十九條(代業特許社債権等の特例委任)、第三百零一条(貸付文書行使等)、第三百零二條(社員等の権利の行使に関する取附)又は第三百零三條第三項(社員等の権利の行使に関する利益の受取等)若しくは第三百零四條(社員等の権利の行使に関する利益の受取等)若しくは第三百零五條(社員等の権利の行使に関する利益の受取等)の罪							
六十九	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第六十七号)第六十七條(一種病原体等の発散)、第六十八條第一項から第三項まで(一種病原体等の輸入)、第六十九條(一種病原体等の所持等)又は第七十條(二種病原体等の輸入)の罪							
七十	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五十條(児童買春関係)、第六十條第二項(兼として行う児童買春勧誘)、第七十條第六項から第八項まで(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に對する提供等)又は第八十條(児童買春等目的的人身売買等)の罪							
七十一	民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五條(詐欺再生)の罪							
七十二	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四十六号)第十六條(クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪							
七十三	社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八條第一項(加入者の権利の行使に関する取附)の罪							
七十四	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九條の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
七十五	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十三年法律第九十三号)第九十九條の二の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
七十六	会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六條(詐欺更生)の罪							
七十七	仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第五十條から第五十二條まで(取附、電話取附及び取附取附、第三者提供、加重取附及び事後取附)の罪							
七十八	破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五條(詐欺破産)の罪							

号	別表		改正について		担当府庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	対象犯罪	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
七十九	債権喪失法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(損失補てんに係る利益の取戻等)の罪	有罪						
八十	会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使)又は第九百七十条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為の罪							
八十一	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪							
八十二	放射線を放射させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三十八条から第八十一条(放射線の放射等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、特定核燃料物質の輸出入、放射線物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪							
八十三	株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号(損失補てんに係る利益の取戻等)の罪							
八十四	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三十一条から第三十三条まで(船舶の強取等)又は第四十条(船舶強取等致死傷)の罪							
八十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十八条(特定個人情報ファイルの提供)、第四十九条(個人番号の提供及び盗用)又は第五十一条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪							

事 務 連 絡

平成29年1月●●日

各府省庁法令担当官 殿

法務省刑事局刑事法制管理官

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令及び死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則等について（照会）

標記の件について、下記1から3のとおり照会しますので、●月●日（●）●●：●●までにEメールにて以下連絡先宛て御回答願います。

本件は、下記1の一部以外は、平成28年8月19日付け照会（以下「前回照会」という。）に引き続いて行うものであり、前回照会に対する回答後に生じた変更等について御回答願います。

なお、下記照会事項に該当がない場合につきましても、その旨Eメールにてお知らせ願います。

記

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等を引用している法令について

(1) 別紙1から9について（前回照会に対する回答後に生じた変更等を照会するもの）

- 平成28年8月19日以降に成立した貴府省庁（外局を含む。）所管の法令（法律、勅令、政令及び府省令）
- 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち、別紙1から9に記載する条項等を引用しているもの（附則による引用を含む。）がありましたら、該当法令名・条項、担当者等について御回答願います。

(2) 別紙10から12について(新規に照会するもの)

- 貴局部課所管の法令(法律, 勅令, 政令及び府省令)
- 平成29年1月1日時点において未施行, 未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案

のうち, 別紙10から12に記載する条項等を引用しているもの(附則による引用を含む。)がありましたら, 該当法令名・条項担当者等について御回答願います。

なお, 作業の効率化を図る観点から, 当方において当該引用法令を検索した結果を別添1-1のとおり添付しておりますので, 回答に当たっては, 同結果を御確認の上, 該当の所管法令につき必要事項を御記入いただくとともに, 記載事項に訂正, 削除等の必要がある場合には, その旨も併せて御記入願います。また, 別添1-1記載事項に追加すべきものがあれば, 別添1-2(追加様式)に御記入願います。

また, (1)及び(2)いずれについても, 未施行, 未成立となっている法律又は法案については施行予定日を, 次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日(閣議決定希望日)及び施行予定日を併せて御回答願います。

2 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則について

- 平成28年7月以降に成立した又は施行された貴局部課所管の法令(法律, 勅令, 政令及び府省令)
- 平成29年1月1日時点において未施行, 未成立となっている法律又は法案
- 次期通常国会提出予定法案
において,

(1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮を法定刑とする罰則の有無

(2) (1)において該当がある場合, 当該罰則の国外犯処罰規定の有無について調査(平成29年1月1日現在)いただき, 該当がありましたら御回答願います。

なお, 平成28年7月以降に施行された法令については施行日を, 未施行, 未成立となっている法律又は法案については施行予定日を, 次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日(閣議決定希望日)及び施行予定日を併

せて御回答願います。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる犯罪について

別添2記載の犯罪について、

○ 平成29年1月1日時点において未施行、未成立となっている法律又は法案

○ 次期通常国会提出予定法案による改正の有無について御回答願います。

なお、未施行、未成立となっている法律又は法案については施行予定日を、次期通常国会提出予定法案については法案の提出予定日（閣議決定希望日）及び施行予定日を併せて御回答願います。

(連絡先) 法務省刑事局刑事法制管理官

電話 3580-4111(内線 [redacted])

直通 [redacted]

mail [redacted]

(猪股)

(内田)

(高木)

(藤原)

(須藤)

(石原)

担当 高木, 藤原, 須藤, 石原

対象となる法律名及び条項並びに用語のリスト

法律名及び条項

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）（「組織的犯罪処罰法」と略称されることもある。）
 - ・全条項
- 2 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）
 - ・第10条
- 3 刑法（明治40年法律第45号）
 - ・第3条, 第198条
- 4 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
 - ・第1条の3
- 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ・第60条
- 6 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発, 生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）
 - ・第11条
- 7 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）
 - ・第8条
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
 - ・第13条
- 9 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）
 - ・第55条, 第56条
- 10 裁判所法（昭和22年法律第59号）
 - ・第26条
- 11 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）
 - ・附則第1条から第5条, 第58条, 第59条
- 12 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
 - ・第2条

※ 「法」「同法」「同条」等と表記されている場合を含む。

(別添1-1 (条項))

「条」欄に「一」と記入されているものについては、該当法律の条項を引用せず、「法律の規定による」などとされているもの

※未施行等の場合には、備考欄に施行予定日等を御記入願います。

引用されている法令・条項		引用している法令・条項			備考						
法令名	条	項	号	法名(法令番号)	条	項	号	担当府庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期 日)
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2	2	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	1	2				
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2		裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	2	6					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)	5						
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	11	1					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	2		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年7月16日法律第110号)	41	2					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26			裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	3					
裁判所法(昭和22年法律第59号)	26	1		裁判所法施行令(昭和22年5月3日政令第24号)	3	5					
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令(平成24年5月30日政令第155号)							附則

引用されている法令・条項				引用している法令・条項				担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管・施行期 日)
法令名	条	項	号	法令名(法令番号)	条	項	号				
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1条第1号	押取物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)			附則			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1条第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第12号)			附則第4条第1項			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1条第2号	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月31日法律第12号)			附則第4条第2項			
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)				附則第1条第1号	押取物還付公告令の一部を改正する政令(平成24年5月30日政令第156号)			附則1			

(別添2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表)

号	別表		改正について		担当府庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	対象犯罪	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
一	第三條(組織的な殺人等)、第四條(未遂罪)若しくは第六條第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十條第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪							
二	刑法第九十六条の五(加重封印等破壊等)の罪							
ロ	刑法第八條(現住建造物等放火)、第九條第一項(非現住建造物等放火)若しくは第十條第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第九條の規定により同法第九條第一項若しくは第十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第九條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪							
ハ	刑法第三十七條(あへん煙吸食物具輸入等)若しくは第三百二十九條第二項(あへん煙吸のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪							
ニ	刑法第四十八條(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九條(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五百三條(通貨偽造等準備)の罪							
ホ	刑法第五百五條第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書偽造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百五條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五百五條第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第五百五條(偽造公文書行使等)の罪、同法第五百九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書行使)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六十一條の二(電磁的記録不正作出及び使用)の罪							
ヘ	刑法第六十二條(有価証券偽造等)又は第六十三條(偽造有価証券行使等)の罪							
ト	刑法第六十三條の二から第六十三條の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪							
チ	刑法第七十五條(わいせつ物頒布等)の罪							
リ	刑法第八十六條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪							
ヌ	刑法第九十七條から第九十七條の四まで(收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あつせん收賄)の罪							

※未施行の場合には、欄空欄に施行期日を御記入願います。

号	別表		改正について		改正内容		担当所省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共通, 施行期日)
	対象犯罪	対象犯罪	有無	対象犯罪を改正する法律名						
ル	刑法第九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪									
ラ	刑法第二百四十二条(傷害)又は第二百四十三条(傷害致死)の罪									
リ	刑法第二百四十四条(逮捕及び監禁)又は第二百四十五条(逮捕等致死傷)の罪									
ロ	刑法第二百四十六条から第二百四十八条まで(未成年者誘取及び誘拐, 営利目的誘取及び誘拐, 身の代金目的略取等, 所在国外移送目的略取及び誘拐, 人身売買, 被略取者等所在国外移送, 被略取者引渡し等, 未遂罪)の罪									
カ	刑法第二百四十九条から第二百五十一条まで(窃盗, 不動産毀奪, 強盗, 強盗致死傷, 強盗致死傷及び同致死)又は第二百五十二条から第二百五十四条まで(強盗致死傷, 強盗致死傷及び同致死)又は第二百五十五条(未遂罪)の罪									
キ	刑法第二百五十二条から第二百五十四条まで(詐欺, 電子計算機使用詐欺, 背任, 恐嚇, 未遂罪)の罪									
ク	刑法第二百五十五条(業務上横領)の罪									
ケ	刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲渡等)の罪									
コ	刑法第二百五十七条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪									
三	偽造物取締罰則(明治十七年大政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(偽造物の使用, 製造等)の罪									
四	外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等), 第二条(偽造外国流通貨幣等)の輸入, 第三条第一項(偽造外国流通貨幣の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪									
五	印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪									
六	暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪									
七	盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強盗, 常習強盗, 常習強盗致死傷等)の罪									

号	別表		改正について		担当府庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	有無	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
八	金融機関の信託業務の運営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
九	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十九条の九第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十	職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条(暴行等による職業紹介等)の罪							
十一	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十条第一項(児童選行)の罪							
十二	郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪							
十三	金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第九十七条の二(第十一号から第十五号まで(内部取引等)又は第二百条第十四号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十四	因後營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条第一号(無許可營業)の罪							
十五	大府取持法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条の三(使用等)の罪							
十六	船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第一百一条(暴行等による職業紹介等)の罪							
十七	假託法(昭和二十三年法律第五百五十八号)第三十条(無資格乗馬等)又は第三十二条の二後段(加重取附)の罪							
十八	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)第九十八条の四(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
十九	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条から第八十条まで(役員の特任、代表社会医療法人擁護者等の特別委任、未遂罪、虚偽文書行使等)又は第八十二条第一項(社会医療法人擁護者の権利の行使に関する取附)の罪							
二十	自転車協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取附)の罪							
二十一	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百二十九条の三第一号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							

号	別表		改正について		担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	対象犯罪	対象犯罪	対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
二十二	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百二十二条の三(損失補てんに係る利益の收受等)の罪	対象犯罪	改正について					
二十三	協同組合による金融事務に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第十條の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪	対象犯罪	改正について					
二十四	弁護士法(昭和二十四年法律第百五十五号)第七十七條第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪	対象犯罪	改正について					
二十五	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第百二十八号)第六十九條の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪	対象犯罪	改正について					
二十六	小型自動車運転走法(昭和二十五年法律第百二十八号)第六十一條(無資格小型自動車運転走等)又は第六十五條後段(加重取締)の罪	対象犯罪	改正について					
二十七	商品先物取引法(昭和二十五年法律第百二十九号)第三百六十三條第九号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪	対象犯罪	改正について					
二十八	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第三條の違反行為に係る同法第百二十四條第一号(無登録販売等)の罪又は同法第百二十四條の二第一号(興落等の作用を有する毒物等の販売等)の罪	対象犯罪	改正について					
二十八の二	社会福祉法(昭和二十六年法律第百四十五号)第三百十條の二(評議員等の特別責任)の罪	対象犯罪	改正について					
二十九	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百二十八條(執行役員等の特別責任)、第百二十九條(代表役員等)又は第百三十四條第一号(投資主等の権利の行使に関する取崩)、第百三十三條第二号(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四号(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての既遂行為)又は第百四十三條第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪	対象犯罪	改正について					
三十	信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第九十條の四の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪	対象犯罪	改正について					
三十一	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)第六十五條(無資格モーターボート競走等)又は第七十二條後段(加重取締)の罪	対象犯罪	改正について					
三十二	覚せい剤取締法第四十一條の三(覚醒剤の使用、覚醒剤原料の輸入等)、第四十一條の四(管理外覚醒剤の使用等)、第四十一條の七(覚醒剤原料の輸入等の予備)、第四十一條の十(覚醒剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一條の十三(覚醒剤原料の譲渡した受取との同族)の罪	対象犯罪	改正について					

号	別表		改正について			担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共覧, 施行期日)
	対象犯罪	有罪	対象犯罪を改正する法律名	改正内容					
三十三	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十三条の三(在留カード偽造等)、第七十三条の四(偽造在留カード所持)、第七十三条の五(在留カード偽造等準備)、第七十四條(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四條の二(集団密航者の輸送)、第七十四條の四(集団密航者の収受等)若しくは第七十四條の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四條の八第二項(営利目的の不法入国者等の庇匿等)の罪若しくはその未遂罪								
三十四	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二十五条の二の二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪								
三十五	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四條の三(シアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六條の二(麻薬の施用等)の罪								
三十六	武器等製造法(昭和二十八年法律第四百五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)、第三十一条の二(銃砲弾以外の武器の無許可製造)の罪又は第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の製造)の罪若しくは第三十一条の三第二号(銃砲の無許可製造)の罪								
三十七	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第百零四條の二(損失補てんに係る利益の収受等)の罪								
三十八	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百八條の四から第百九條の二まで(輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等)の罪								
三十九	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條(高金利等)、第五條の二第一項(高保証料)、第五條の三(保証料がある場合の高金利等)若しくは第八條第一項(高金利等の脱法行為)若しくは第二項(業として行う第三項の高金利の脱法行為)又は同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪								
四十	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五五号)第三十七條第一項(後段(加重取締)の罪)								
四十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九條(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪								
四十二	売春防止法第六條第一項(周旋)、第七條(周旋等による売春)、第八條第一項(売春の収受等)、第十條(売春をさせる契約)、第十二條第一項(業として行う場所の提供)、第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪								

号	別表 対象犯罪	有無	改正について		担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共奮、施行期日)
			対象犯罪を改正する法律名	改正内容				
四十三	銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(拳銃等の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(拳銃の所持等)、拳銃等の輸入の予備、拳銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(拳銃等及び弾薬以外の銃砲等の所持)、第二号(拳銃等の所持)若しくは第三号(拳銃等の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(拳銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪							
四十四	特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九十六條又は第百九十六條の二(特許権等の侵害)の罪							
四十五	商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十八條又は第七十八條の二(商標権等の侵害)の罪							
四十六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三條の九(薬として行う医薬品の製造等)又は第八十四條第九号(薬として行う医薬品の販売等)の罪							
四十七	金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七十一条(設立委員の特別責任)又は第七十三條第一項(株主等の権利の行使に関する取崩)の罪							
四十八	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百十九條第一項又は第二項(著作権等の侵害等)の罪							
四十九	航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪							
五十	医薬物の処理及び廃棄に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十五条第一項第一号(無許可医薬物処理業)、第七号(名義貸し)、第八号(医薬物処理施設の無許可設置)、第十三号(医薬品等の処理の委託)若しくは第十四号(不法投棄)の罪又は同号に掲げる罪に係る同条第二項(不法投棄の罪に係る未遂罪)の罪							
五十一	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪							
五十二	人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪							
五十三	無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第百一号)第五條(開設等)の罪							

号	対象犯罪	改正EPLANC		担当府省庁	担当部署	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
		有無	改正内容				
五十四	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
五十五	知野兵器(生物兵器)及び毒兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪						
五十六	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪						
五十七	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有期業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務)についての労働者派遣事業)の罪						
五十八	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書偽造等、偽造特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書偽造等準備)の罪						
五十九	麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪						
六十	協同組組金信託期間の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(偽偽文書行使等)の罪						
六十一	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
六十二	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八号から第四十号まで(化学兵器の使用、製造等)の罪						
六十三	サリン等による人身被害の防止に関する法律第五十五条(発散)又は第六号第一項から第三項まで(製造等)の罪						
六十四	保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百七条の二第二号(損失補てんに係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別責任)、第三百二十三条(代表社員権者等の特別責任)、第三百二十五条(偽偽文書行使等)、第三百二十九条第一項(社員等の権利の行使に関する取崩)又は第三百三十一号第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)若しくは第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪						
六十五	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九号(詐状更生)の罪						
六十六	機器の移植に関する法律(平成九年法律第四百号)第二十号第一項(機器売買等)の罪						

号	対象犯罪		改正について		担当所省庁	担当部署	担当者の連絡先 (To: Fax, E-mail)	備考 (共管、施行期日)
	別表	対象犯罪	改正内容	改正内容				
六十七		スポーツ振興債の募集等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無償付スポンサー権限授与)又は第三十七条後段(加算取附)の罪	有無	改正内容				
六十八		通貨の流通化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百九十七号(損失補てんに係る利益の收受等)、第二百九十八号(取締役等の特別責任)、第二百九十九条(社員の権限の行使)又は第三百零一条(社員等の権利の行使)に関する利益の受供与若しくは第六項(社員等の権利の行使)に関する利益の受供与等についての既遂行為の罪						
六十九		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第七号)第六十七号(一種病原体等の感染)、第六十八号(一種病原体等の感染)又は第六十九号(一種病原体等の感染)の罪						
七十		児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五号(児童買春周旋)、第六号(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供)又は第八号(児童買春等目的の人身売買等)の罪						
七十一		民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五号(詐取再生)の罪						
七十二		ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第四十六号)第十六号(クローン胚等の入又は動物の胎内への移植)の罪						
七十三		社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八号第一項(加入者の権利の行使に関する取附)の罪						
七十四		農林中央金融庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十九号の二(損失補てんに係る利益の收受等)の罪						
七十五		公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十五年法律第三十八号)第五号(公衆等脅迫目的の犯罪行為を突行しようとする者による資金等の提供)又は第六号(公衆等脅迫目的の犯罪行為を突行しようとする者以外の者による資金等の提供)の罪						
七十六		会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第二百六十六号(詐取更生)の罪						
七十七		仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第五十号(仲裁)から第五十二号(事後取附)の罪						
七十八		競選法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五号(詐取破産)の罪						

号	別表		改正について		担当部署	担当府省庁	担当者の連絡先 (Tel, Fax, E-mail)	備考 (共済、施行期日)
	対象犯罪	対象犯罪	対象動議を改正する法律名	改正内容				
七十九	信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第九十四条第七号(債 失補てんに係る利益の收受等)の罪	有無						
八十	会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂 罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項 (株主等の権利の行使に関する取組)又は第九百七十条第二項 (株主等の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株 主等の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行 為)の罪							
八十一	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律 第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪							
八十二	放射線を放射させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰 に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条から第八条ま で(放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装 置の所持等、特定核燃料物質の輸出入、放射能物質等の使用の 告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の 罪							
八十三	株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第 七十三条第一項第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪							
八十四	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(法律第三十三号第一 項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四号(船舶強取等致死 傷)の罪							
八十五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十八号(特定個 人情報ファイルの提供)、第四十九号(個人番号の提供及び盗用) 又は第五十一号(詐欺等行為等)による個人番号の取得)の 罪							

各府省等 引用法令回答結果

	照会事項1		照会事項2	照会事項3	その他
	別添1-1	別添1-2		別添2	
人事院					
内閣官房					
内閣府本府					
宮内庁					
公正取引委員会					
警察庁					
金融庁					
消費者庁					
復興庁					
総務省					
公営等調整委員会					
法務省					
外務省					
財務省					
文部科学省					
厚生労働省					
農林水産省					
経済産業省					
国土交通省					
環境省					
原子力規制委員会					
防衛省					
会計検査院					

(省内)

法制部					
入国管理局					
人事課					
厚生管理官					
保護局					
公安庁					
法務研					
施設課					
秘書課・情管					
矯正局					
会計課					